

島根県報

平成31年3月5日 (火) **号外 第 1 5 号** (毎週火・金曜日発行)

(毎週火・金曜日発行) https://www.pref.shimane.lg.jp/

* L
717
/ 人

【告 示】

道路の区域の変更 道路の供用開始 (道路維持課)

(") 3

告示

島根県告示第136号

道路の区域を次のように変更したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成31年3月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

						西瓜木	和于 併 H 古代用	
道路の 種 類		道 路	の	区	域	然地上った上		
	路線名	区間	変更前 後の別	敷地の 幅 員	延長	管轄する地方 機関の名称	備考	
県 道	境美保関線	松江市美保関町森山829 番6地先から同833番地		メートル 8.03~ 38.66	メートル 97.00	松江県土整備 事務所	災害防除工事	
		告もの地元から同833番地 先まで	後	8.03~ 38.66	97. 00		拡幅	
"	浅利渡津線	江津市松川町上河戸390番6地先から同市渡津町570番5地先まで	A	2.50~ 32.00	7, 231. 00	浜田県土整備 事務所		
		江津市松川町上河戸390番6地先から同市渡津町3232番1地先まで	前 B	11.00~ 91.00	4, 647. 00			
		江津市松川町八神318番 地先から同635番地先ま で	С	6.00~ 35.00	359. 00		左記のA、B及びC は、関係図面に表示す る敷地の区分をいう。	
		江津市松川町上河戸390番6地先から同市渡津町570番5地先まで	A	2.50~ 32.00	7, 231. 00		道路改良工事 拡幅及び減幅	
		江津市松川町上河戸390番6地先から同市渡津町3232番1地先まで	後 B	11. 00~ 125. 00	4, 647. 00			
		江津市松川町八神318番 地先から同635番地先ま で	С	6.00~ 35.00	359.00			

島根県告示第137号

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成31年3月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の 種 類	路線名	供用開始の区間	延長		管轄する地方 機関の名称	
県 道	浅利渡津線	江津市松川町上河戸390番6地先から同 市渡津町3232番1地先まで	メートル 4,647.00	平成31年 3月17日	浜田県土整備 事務所	